

## 贈 与 確 約 書

〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と社会福祉法人〇〇〇理事長〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、次のとおり贈与を確約する。

第1条 甲は、乙に、別記の目録に記載の財産等を贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を同法人に対する補助内示後1週間以内に行わなければならない。

第3条 久留米市が募集するユニット型地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者に乙が選定されなかったときは、この確約を無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、乙に対し損害の賠償を請求することができない。

第4条 この贈与確約書に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記確約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名

印

乙 住所

社会福祉法人〇〇〇

理事長 〇〇〇〇

印

別記

目 録

1 現金

金〇〇〇〇〇〇〇円

(内訳)

建設自己資金 〇〇〇〇〇〇〇円

運転資金 〇〇〇〇〇〇〇円

法人事務費 〇〇〇〇〇〇〇円

2 土地

久留米市〇〇〇町〇〇〇番地所在の土地 1 筆 〇〇㎡

久留米市〇〇〇町〇〇〇番地所在の土地 1 筆 〇〇㎡

.....

3 建物

久留米市〇〇〇町〇〇〇番地所在の〇〇造〇階建建物 1 棟 〇〇㎡

久留米市〇〇〇町〇〇〇番地所在の〇〇造〇階建建物 1 棟 〇〇㎡

.....

4 什器備品

(別紙明細書のとおり)

## 様式28（参考様式）

### 贈与確約書作成に当たっての注意事項

- 1 新規法人設立予定の場合、「法人」は「設立予定法人」、「社会福祉法人」は「社会福祉法人（仮称）」、「理事長」は「設立代表者」、第2条条文中の「同法人補助内示後」は「法人設立後」に文言を直してください。
- 2 既設の特別養護老人ホームと同敷地内にて施設整備を予定している場合は、第2条の「補助内示後」を「ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム整備法人の対象事業者として久留米市からの選定通知を受領した後」に文言を直してください。
- 3 贈与者は印鑑登録印を押印してください（添付する印鑑登録証明書の印影と一致すること）。また、住所は印鑑登録証明書の記載のとおりとしてください。
- 4 贈与を受ける不動産について、抵当権等贈与を受ける者の利用に制限がかかる可能性のある権利が設定されている場合は、贈与確約書に次の条項を明記してください。

第〇条 甲は、別記の目録記載の土地又は建物に設定されている〇〇権について、当該権利を解除した後、第1条による贈与を同法人に行わなければならない。

- 5 別記の目録における土地及び建物の表示は、登記簿謄本どおり記載し、現在一筆の土地の一部の贈与を受ける場合は、当該土地を含む登記簿謄本により記載してください。なお、建設中の建物についても記載してください。